

(生企)第38号

平成17年12月27日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	L0202
保存期間	30年
廃棄年月日	平成47年12月27日
担当係	企画係

三重県警察本部長

保護バンドの取扱要領について(例規通達)

三重県警察の保護取扱に関する訓令(平成17年県本部訓令第24号。以下「訓令」という。)第12条第2項に規定する保護バンドの取扱要領は、下記のとおりであるので誤りのないようにされたい。

記

1 保護バンドの種類

保護バンドの種類は、次のとおりとする。

- (1) でい酔者等用保護バンド(腕用、足用)
- (2) 精神錯乱者用保護バンド(腕用、足用)

2 使用基準

保護バンドは、原則として、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第3条第1項に規定する精神錯乱者及びでい酔者並びに酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号)第3条第1項に規定する酩酊者が、暴行し又は自殺しようとするなど自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときに使用することができるものとする。

3 使用の手続き

保護バンドを使用する場合は、保護バンド使用指揮簿(訓令様式第3号)により、事前に警察署長(以下「署長」という。)の指揮を受けるとともに、使用結果を報告しなければならない。ただし、緊急を要し、署長の指揮を受けるいとまがない場合には、事後速やかに署長の承認を受けなければならない。

4 使用上の留意事項

(1) 保護者等の立会

使用に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、保護者等の立会いを得て

使用するものとする。

(2) 動静監視の徹底等

ア 保護バンドの使用中は、衆目に触れさせない等被保護者の人権に配慮するとともに、訓令第9条の対面監視を行うものとし、動静監視を徹底すること。

イ 被保護者が落ち着いて暴れなくなるなど保護バンドを使用する必要がないと判断したときは、速やかに外すこと。

(3) 使用の方法

ア 保護バンドを使用するに当たり、必要以上に締め付けるなど不適正な使用は厳に慎むこと。

イ 原則として前手錠の形で使用するものとする。いわゆる後ろ手錠の形では絶対に使用しないこと。

(4) 記録化

保護バンドを使用するに至った経緯、使用時間、使用前後の被保護者の動静等を保護バンド使用指揮簿及び保護監視勤務記録簿（訓令様式第2号）の所定の欄に記載し、その状況を明らかにしておくこと。

(5) 保護バンドの点検

保護主任者は、保護バンドを使用した都度、損傷及び不具合の有無を点検し、その後の使用に支障がないようにしておくこと。